

上福井浄水場低濃度 PCB トランス処分業務委託について、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、舞鶴市契約規則（昭和 39 年規則第 25 号）第 3 条に基づき公告する。

平成 30 年 11 月 22 日

舞鶴市  
舞鶴市長 多々見 良三

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託名  
上福井浄水場低濃度 PCB トランス処分業務委託
- (2) 委託内容  
上福井浄水場（京都府舞鶴市字上福井 226 番地）に保管中の低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という）廃棄物機器の収集運搬及処分業務
- (3) 委託期間（契約の履行期間）  
契約日から平成 31 年 8 月 30 日まで
- (4) 予定数量  
2 台

## 2 契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒624-0951 舞鶴市字上福井 226 番地  
舞鶴市上下水道部水道整備課浄水場（担当：浄水係）  
TEL : 0773-75-1349

## 3 競争入札参加資格

次に掲げる（1）～（6）と（10）の条件を満たす者及び、（1）～（6）と（8）又は（9）の条件を満たす者が、（1）～（6）と（7）の条件を満たす収集運搬業者と業務提携が可能な者であることを条件（表-1 参加資格の条件と方法の一覧）とし、かつ4に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく競争参加資格の停止（以下「参加資格停止」という。）の期間中でない者であること。
- (3) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市契約に係る暴力団排除措置等に関する要綱に基づく入札参加等除外措置を受けていない者であること。
- (4) 申請書提出期限日以前 6 か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 各都道府県及び市町村により指名停止を受けていない者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 6 項の規定による特別産業廃棄物収集運搬業の許可（品目：廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物）を積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長（廃掃法施行令第 27 条第 1 項に規定する市長））から受けている者であること。

- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 6 項の規定による特別産業廃棄物処分量の許可（品目：廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物）を当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長（廃掃法施行令第 27 条第 1 項に規定する市長））から受けている者であること。
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 4 の 4 第 1 項に基づく無害化処理認定（品目：廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物）を受けている者であること。
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 4 の 4 第 1 項に基づく無害化処理認定（品目：廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物）に「収集又は運搬の有無 ・無」と記載された無害化処理認定を受けている者であること。

表-1 参加資格の条件と方法の一覧（A、B、C どちらの方法でも可。○の条件が必要。）

条件	方法	A	B		C	
		入札者が処分と収集運搬の両方を行う場合	入札者が処分を行い、収集運搬を別会社に業務提携出来る場合			
			収集運搬（業務提携）	処分業者（入札者）	収集運搬（業務提携）	処分業者（入札者）
(1) ~ (6)		○	○	○	○	○
(7)	特別産業廃棄物収集運搬業許可		○		○	
(8)	特別産業廃棄物処分量許可			○		
(9)	無害化処理認定					○
(10)	無害化処理認定に「収集又は運搬の有無 <input checked="" type="checkbox"/> ・無」と記載	○				

#### 4 競争入札参加資格の確認の手続き等

この入札に参加しようとするものは、競争入札参加資格確認申請書（様式 1）（以下「申請書」という。）に競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を添えて舞鶴市長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できません。

##### (1) 仕様書及び申請書等の入手方法

競争入札に参加しようとする者は、上福井浄水場低濃度 PCB トランス処分業務委託特記仕様書、申請書、その他必要書類等を舞鶴市ホームページからダウンロードしてください。

##### (2) 申請書及び資料の受付

ア 受付期間 平成 30 年 11 月 22 日（木）から平成 30 年 12 月 7 日（金）午後 5 時必着

イ 受付場所 舞鶴市字北吸 1044 番地 舞鶴市役所  
舞鶴市総務部契約検査室契約課

ウ 提出方法 郵送による

受付場所に、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により郵送してください。

封筒表には、「上福井浄水場低濃度 PCB トランス処分業務委託申請書在中」と記載してください。

エ 申請者 収集運搬業務と処分業務を別業者が行なう場合、申請は処分業者が代表して行うものとします。

オ 提出書類

①入札参加資格確認申請書

②業務提携書(様式 2) (収集運搬を、業務提携する別会社が行う場合)

- ③営業経歴書及び営業実績調書（任意の様式）
- ④廃棄物処理法に基づく「特別産業廃棄物収集運搬業許可証（品目：廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物）」の写し
- ⑤廃棄物処理法に基づく「特別産業廃棄物処分業許可証（品目：廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物）」の写し
- ⑥廃棄物処理法に基づく「無害化処理認定証（品目：廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物）」の写し
- ⑦返信用封筒（第一種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、82円切手を貼ったもの）
- ⑧登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 発行後3カ月以内のもの（写し可）
- ⑨委任状 ※本社から受任する場合
- ⑩市区町村税納税証明書（滞納のないことの証明書）  
発行後3カ月以内のもの（写し可）※本社から委任する場合は、当該委任先の所在地の市区町村の窓口で発行されたもの
- ⑪消費税及び地方消費税につき滞納がないことの証明書  
（書式その3、その3の2、その3の3のいずれでも可）  
発行後3カ月以内のもの（写し可）

カ 提出書類の種類について

3を参照し、下記の表-2（提出書類一覧表）のとおり提出すること。

表-2 提出書類一覧表

提出書類	方法	A		B		C	
		入札者が 処分と 収集運搬の 両方を行う 場合	収集運搬 (業務提携)	処分業者 (入札者)	収集運搬 (業務提携)	処分業者 (入札者)	
申請者		○		○		○	
①入札参加資格確認申請書		○	○	○	○	○	
②業務提携書(様式2)			○		○		
③営業経歴書及び営業実績調書		○	○	○	○	○	
④廃棄物処理法に基づく「特別産業廃棄物収集運搬業許可証（品目：廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物）」の写し			○		○		
⑤廃棄物処理法に基づく「特別産業廃棄物処分業許可証（品目：廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物）」の写し				○			
⑥廃棄物処理法に基づく「無害化処理認定証（品目：廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物）」の写し		○				○	
⑦返信用封筒		○		○		○	
⑧登記事項証明書 ⑨委任状 ⑩市区町村税納税証明書 ⑪消費税及び地方消費税につき滞納がないことの証明 ※舞鶴市の競争入札参加資格登録済みの業者は提出不要		○	○	○	○	○	

- キ 提出部数は、各 1 部とします。
- ク 同一業務に対して重複して参加資格申請することは認められません。

(3) 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、平成 30 年 12 月 12 日（水）に郵送します。

(4) 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- ア 競争参加資格がないと認められた者は、当該通知の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に書面により、市長に対して競争参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる。
- イ アの書面は舞鶴市総務部契約検査室契約課に提出（持参）するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- ウ 説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に書面により回答する。

(5) 質問の受付

設計図書等に対する質問がある場合には、次のとおり書面（様式 5）により提出することとし、書面は下記へファクシミリにより提出すること。

- ア 受付期間 平成 30 年 11 月 22 日（木）から平成 30 年 12 月 7 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。ただし、最終日は正午まで
- イ 質問宛先 舞鶴市上下水道部水道整備課浄水場（担当：浄水係）
- ウ FAX 番号 0773-77-2135

なお、入札に関することについては舞鶴市総務部契約検査室契約課（電話 0773-66-1065）までお問い合わせください。

(6) (5) の質問に対する回答書は、競争参加資格が「有」と認められた者にファクシミリにより送付します。

回答日 平成 30 年 12 月 12 日（水）

(7) その他

- ア 資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。
- イ 提出された資料等は、返却しません。
- ウ 現地の確認を希望する場合は、平成 30 年 11 月 28 日（水）までに舞鶴市上下水道部水道整備課浄水場（担当：浄水係）（TEL0773-75-1349）へ連絡してください。

## 5 入札（開札）執行の日時及び場所等

(1) 開札日時 平成 30 年 12 月 25 日（火）午前 9 時 00 分

(2) 開札場所 舞鶴市字北吸 1044

舞鶴市役所 別館 6 階 612 会議室

(3) 入札書の提出方法

郵便に限ります。（持参によるものは受け付けません。）

(4) 入札書類

次の書類を郵送してください。

- ・ 入札書（様式 3）
- ・ 競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書又はその写し

## 6 郵便による入札書の提出方法

(1) 入札参加者は 5（4）の入札書類を、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により、平成 30 年 12 月 21 日（金）を配達日指定として郵送してください。

(2) 入札書類は二重封筒とし、表封筒に「上福井浄水場低濃度 PCB トランス処分業務委託入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書類を入れ、封緘等の処理をしてください。

- (3) 入札書は、**配達指定日必着**です。期日に届かない場合は、入札を辞退したものとみなしますので、ゆとりをもって手続きしてください。(配達日指定郵便は2日前までに手続きが必要です。)
- (4) 郵送にかかる費用は入札参加者の負担となります。
- (5) 入札を辞退する場合は、入札執行時までに入札辞退届(様式4)を郵送(この場合方法は問いません。)又は持参により提出してください。
- (6) 入札書の送り先  
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地  
舞鶴市総務部契約検査室契約課
- (7) 配達指定日  
平成30年12月21日(金)

## 7 入札の方法

- (1) 収集運搬業務と処分業務を別業者が行なう場合、入札は処分業者が代表して行うものとします。
- (2) 入札書には業務一式あたりの金額及び収集運搬業務と処分業務の内訳を記載してください。
- (3) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 8 入札の中止

入札者が1人に満たない場合は入札を中止します。

## 9 再度入札

入札において落札者がいない場合は、無効となった者を除き再度郵便により入札を行います。

この場合、再度入札は2回とし、開札日等はあらためて指定します。

## 10 落札者の決定等

舞鶴市契約規則第15条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とします。

### 11 立会人

開札には、入札参加者1者につき(収集運搬を業務提携する別会社が行う場合は、入札参加者及び業務提携する別会社それぞれにつき)1名立ち会うことができます。ただし、本人又は法人の代表者以外の者が立ち会おうとするときは、委任状を持参してください。

立会人が2名に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員を1名以上立ち合わせて行います。

立会人は、開札結果の確認、くじ引きの際の手続等を行います。

### 12 くじ引き

落札者となるべき同額の入札をしたものが複数いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

くじ引きは、くじを引くべき入札者がいずれも立会人として参加している場合(代表者若しくは委任状を持参した代理人が参加している場合)は、その者がくじを引き、参加していない場合は、入札担当職員と立会人が次の手順で行います。

- ① 入札担当職員がくじ引き用紙にくじに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうちの1枚に「落札」の表示(○印し)をする。
- ② 立会人のうちの1名が、①のくじの直線のそれぞれに1から順に任意に番号を付す。(このとき、当該立会人には、「落札」の表示が分からないようにして行う。)
- ③ 立会人のうち②の手続を行った以外の者のうちの1名が、くじ引きに係る入札書に1から順に任意に番号を付す。(このとき、当該立会人には、入札者の名称等がわからないよう

にして行う。)

- ④ 入札担当職員は、①と②で作成されたくじの番号と③で入札書に付された番号とを突合する。くじで「落札」の表示がされた直線に付された番号と同じ番号を付した入札書を提出した者が落札者となる。
- ⑤ 入札担当職員及び立会人の全員が、くじの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名する。

### 1 3 入札結果の連絡及び公表

入札結果は、速やかに、落札者に電話で連絡するとともに、参加業者全員にファクシミリにてお知らせします。

### 1 4 入札保証金

免除

### 1 5 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、舞鶴市契約規則第33条に該当する場合は契約保証金を免除します。

### 1 6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 公告等に示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札
- (5) 同一入札について同一の入札者によりなされた2以上の入札
- (6) 金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- (7) 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
- (8) 1通の封筒に複数の入札書を入れたもの
- (9) 代理人が入札したもの
- (10) その他舞鶴市長があらかじめ指定した事項に違反したもの

### 1 7 落札の取消

- (1) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとします。
- (2) 落札者が、落札決定から契約締結日までの期間に、本市の参加資格停止措置又は入札参加等除外措置を受けた場合若しくは3(6)の申立てに該当することとなった場合は、当該落札を取り消すものとします。

### 1 8 契約書の作成

作成を要します。

契約書は、市と収集運搬業者及び市と処分業者との業務別の契約とし、各自1通を保有するものとします。(集運搬業者と処分業者が同一の場合は一つの契約とします。)

### 1 9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収します。

17(2)の入札参加等除外措置により当該落札を取り消す場合も同様とします。

### 2 0 問い合わせ

業務の内容等不明な点については舞鶴市上下水道部水道整備課浄水場(担当:浄水係)(電話0773-75-1349)、入札に関することについては舞鶴市総務部契約検査室契約課(電話0773-66-1065)まで問い合わせてください。